

令和6年度 徳島県障がい者施策推進協議会 議事録

1 日 時

令和7年1月14日（火）

15時から16時20分まで

2 場 所

徳島県庁万代庁舎 10階 大会議室

3 出席者

【委員】（17名）

櫻木章司、加藤真介、森泉摩州子、森恭子、垂髪あかり、大西美保、井後浩二、富樫一美、原照代、相原佳子、河村勝、林徳太郎、島優子、石田実、笠井章夫、平光江、小谷慎一（代理出席）

【事務局】

障がい福祉課、生活環境政策課、労働雇用政策課、健康寿命推進課、住宅課建築指導室、教育委員会特別支援教育課

4 会議次第

i 開会

ii 議事

- （1）会長の互選について
- （2）徳島県障がい者施策基本計画（進捗）について
- （3）障がい者施策関連事業について
- （4）手話言語条例の制定について

iii 閉会

【議事 1 会長の互選について】

(事務局)

会長の互選について、事務局から説明させていただきます。

これまで、本会の会長としてご尽力くださいました高原委員が、昨年5月末をもちましてご退会されたことにより、新たに、会長を選出していただく必要がございます。

会長の選出につきましては、条例の規定によりまして、委員の互選によって定めることとなっておりますので、規定に従いまして、互選により選出いただきたいと思います。

それでは、どなたからでも、ご推薦いただければと思います。

(委員)

徳島文理大学の森泉委員に、会長をお願いするのが良いと思います。

(事務局)

ただいま、森泉委員のご推薦がございましたが、森泉委員に会長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

(「異議なし」)

(事務局)

それでは、森泉委員に会長をお願いすることとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

これからの議事進行につきましては、森泉会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

徳島文理大学の森泉と申します。どうぞよろしくお願い致します。

はじめに、本協議会設置条例により、職務代理者を指名させていただきたいと思います。

垂髪委員に職務代理者をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

はい。よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、次に、議事2に移りたいと思います。

徳島県障がい者施策基本計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

【議事２ 徳島県障がい者施策基本計画（進捗）について】

（事務局説明）

（会長）

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。

（委員）

「４ 安全・安心な生活環境の整備」の１番「身体障がい者補助犬」の育成頭数について、令和５年度の実績が「年１頭」となっており、令和１１年度の目標が「毎年育成」となっていますが、目標値として、数値を定めた方が良いと思います。

（事務局）

障がい福祉課です。

本県の取組として、「毎年１頭」の補助犬を育成することを目標としています。

（委員）

「毎年１頭」とのことですが、需要もあると思うので、目標値は上げていく方が良いと思います。毎年増やしていけるような検討をお願いします。

（事務局）

障がい福祉課です。

今後の取組につきましては、検討させていただきます。

（会長）

今年度から、新たな計画での取組が始まったところですので、この先の中間見直しに向け、各取組に注目していただければ、と思います。

（委員）

防災対策の件です。数値としては、示しづらいと思いますが、今、個別避難計画の策定が進んでいません。それに、指定避難所については、指定の努力はしているようですが、実際に災害が起こった際の運営に関して、話が進んでいません。個別避難計画は、市町村ごとに策定することになっていますが、例えば、小松島市の障がい者は、小松島市の指定避難所に避難できますが、徳島市の方が、小松島市の指定避難所に避難することは難しいです。杓子定規な計画とせず、県として、しっかりとイニシアチブをとり、市町村をまたぐ避難等を、考えていくべきと思います。

また、実際に災害が起こった際、避難所は、受入れに要する物品等の供給を受けます。徳島県は一般社団法人日本福祉用具供給協会と契約を結んでいますが、ホームページ等を確

認しても、その内容がわかりません。被災した際、誰に、どういう連絡をすれば良いのかもわかりません。障がい者にとっては、特にこのような点が大切かと思しますので、もう少し、具体的な情報提供があるとありがたいです。

（会長）

昨日も地震があり、今週は、阪神淡路大震災から30年になります。防災対策は、身近で、非常に関心のある事案かと思います。

（事務局）

障がい福祉課です。

委員の御説明のとおり、個別避難計画については、各市町村が策定することになっていますが、本県では、保健福祉政策課の主導で、各市町村の計画策定に関する支援を行っております。具体的には、各市町村職員や専門知識を有する大学講師等を交えての計画策定支援となります。市町村をまたぐ避難等の計画の重要性についても、担当部署にお伝えさせていただき、引き続き、本県としても、支援を行って参りたいと考えております。

また、福祉用具の供給について、具体的な内容が不明である、とのお話でした。こちらにつきましても、担当部署と共有させていただき、しっかりと取組を進めていけるように検討して参りたいと思います。

（会長）

事務局からの説明にもありますとおり、いろいろな部局にまたがる取組が多いかと思えます。しっかりと、連携、協力をしていただき、わかりやすい情報発信に努めていただければと思います。

（委員）

「1 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進」の1番「障害者差別解消法の認知度」について、令和4年度の実績が「54.3%」で、令和5年度の実績が「51.8%」になっています。上げたいところが、下がってしまっています。改善の取組や対策については、どうお考えでしょうか。たまたま、アンケートに答えた方が、知らなかっただけでしょか。

（事務局）

障がい福祉課です。

ただいま御指摘のありました、「障害者差別解消法の認知度」と、あわせまして、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の認知度」については、「オープンとくしま e-モニターアンケート」により調査しております。本アンケートでは、およそ200名の対象者にアンケートを実施しておりますが、200名という枠の中ですので、対象者の知識に左右されることは、確かにございます。ただし、一方で、目標値は「95%以上」で、障がいにある皆様にとって暮らしやすい世の中になるよう、全ての県民に、障害者差別解消法や障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例を知ってもらうために取組を

進めておりますので、たまたま知らなかった人が多かったという言い訳はできない、と考えております。今年度も、機会を捉えて、法律や計画を説明する場をいただいておりますが、引き続き、周知、広報に努めて参りたいと考えております。

(委員)

200名という対象者の数について、増やすのはどうでしょうか。

(事務局)

「オープンとくしま e-モニターアンケート」を実施しております担当部署に、御意見があった旨をお伝えさせていただき、御相談させていただきます。

(会長)

徳島県には様々な条例がありますが、ホームページを見てもわかりづらいところもあり、周知、広報の難しさを感じます。中学生や高校生など、若い人たちに伝わるよう、工夫をしていただければと思います。

(委員)

「徳島県障がい者施策基本計画」の34ページにも記載がありますが、国の方では、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が、強く推進されています。市町村の相談支援体制が、とても重要になってくると思いますが、市町村の取組には、どうしても差がでてきます。県は、市町村を支援する立場にあると思いますが、この6年間の基本計画の中で、具体的に、どのように、推進をしていく考えなのか、お聞かせください。

(事務局)

健康寿命推進課です。

委員の御指摘にもありましたとおり、地域包括ケアシステムの構築には、市町村との協力体制が不可欠です。各種会議の開催に際しまして、できるかぎり、市町村の関係者の皆様にも参加いただき、検討を進めて参りたいと考えておりますので、引き続き、御指導のほど、よろしくお願いいたします。

(事務局)

障がい福祉課です。

基幹相談支援センターの設置が、令和6年4月から、市町村の努力義務となり、令和7年1月時点で、8市町で設置済みという状況です。県におきましても、できるだけ早期に、各市町村に設置できるよう、体制づくりを進めていきたいと考えています。

(委員)

相談支援は、市町村レベルで、しっかりと進めていくべき取組です。その地域で、安心して生活が送れるよう、全ての市町村での体制づくりをお願いしたいと思います。

(会長)

今後、しっかりと、市町村への働きかけをお願いします。

(委員)

「徳島県障がい者施策基本計画」の21ページに記載がありますが、特別支援学級の児童生徒数が増えていて、自閉症スペクトラム症等の子どもたちが確実に増えてきている感覚があり、このような状況が、学校の教育現場に、すごくストレスをかけているのではないかと感じています。教育現場での体制の充実、不可欠ではないかと思いますが、例えば、特別支援学級1クラスあたりの生徒数や先生の数を数値目標として、取り上げるのは、いかがでしょうか。

(事務局)

特別支援教育課です。

委員からお話がありましたとおり、特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもたちの人数は、増加傾向にあり、これは、本県特有の傾向ではなく、全国的な傾向となっております。また、教員数等については、国が設定した基準があり、特別支援学級では、1クラスに、児童生徒が8名に対し、教員が1名で、特別支援学校の場合は、小学部と中学部について、1クラスに、児童生徒が6名と決められています。これに基づき、教員配置等を行っているところではありますが、今後、1人1人に応じた教育を展開していく上で、現状の定義を見直してもらえるように、県の方から要望を挙げていく必要性についても考えているところでございます。現状といたしまして、学校からの要望や実情等も踏まえ、進めているところでございますので、御理解いただけたらと思います。

(委員)

だんだん小学校が統合されてくると、特定の支援学級に通いにくい子どもが、たくさん出てくると思います。そういったご家庭に対する支援策について、検討いただければ。

(会長)

子どもが少なくなるにつれて、学校の統廃合が進んでいきます。そういった状況も踏まえつつ、この先の取組もご検討いただければ、と思います。

他に御意見はありますか。

それでは、ただいまの委員の皆様からの御意見を踏まえまして、引き続き、積極的な取組を、事務局にお願いすることとしまして、議事2を終えることといたします。

次に、議事3に移りたいと思います。

障がい者施策関連事業について、事務局から説明をお願いします。

【議事３ 障がい者施策関連事業について】

（事務局説明）

（会長）

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。

（委員）

「分身ロボット」のイメージがつかないので、詳しく教えてください。

（事務局）

健康寿命推進課です。

分身ロボットについてですが、具体的には、「オリヒメ」という小さなロボットとともに、それを遠隔で操作するためのタブレットや、視線での入力可能な専用パソコンの貸し出しを行っています。これらをご利用いただくことで、自宅や病室にいる患者さんが、学校の授業や行事、スポーツ観戦等、それぞれが望む社会参加を実現するお手伝いをさせていただいております。

（会長）

実際に活用されていますか。

（事務局）

健康寿命推進課です。

令和２年１０月から事業を開始しており、令和５年度末までで、２４件の貸し出しがありました。具体的には、指定難病や小児慢性特定疾病のため、移動が困難な患者さんを対象に、貸し出しを行っています。学校行事や文化祭、卒業式、講演会等の出席、また、家族や支援者とのコミュニケーションに利用いただいております。

（会長）

どんどん活用いただいて、社会参加を促していただければと思います。

（委員）

「重点項目４ 障がい福祉サービス等の支援体制の充実」の「第１０節 自立した生活の支援」の中の「医療的ケア児等支援体制整備事業」について、「医療的ケア児等支援センター」が設置され、運営されていることは、理解しましたが、医療的ケア児の保育園や幼稚園への受入れは、どの程度進んでいますか。

(委員)

医療的ケア児と一言と言っても、様々な症状があります。軽度の方で、1型糖尿病で、インスリンの注射を打つ方など。ただ、インスリンの注射を打つために、看護師さんの派遣を依頼しても、なかなか対応が困難です。1つ1つの事例に合わせて、医療的ケア児等支援センターのコーディネーターが、各市町村と交渉しています。一概に、これだけです、という数値を示しづらいかと思いますが、少しずつ、進んでいるかと思っています。

(委員)

要望を2点、述べさせていただきます。

1点目が、「重点項目3 障がい者の自立と社会参加の促進」の「第8節 雇用・就業、経済的自立の支援」の中でも、視覚障がいのある人への支援についてです。視覚支援学校や聴覚支援学校の卒業生は、県内外の大学に進学したり、就労する生徒が多いです。また、聴覚障がいのある人への理解が進み、本人やその家族の取組の成果でもあります。地方公共団体に、高等部から公務員として就職した事例もあります。しかし、視覚障がいのある人の就労について、特に、全盲の人の就労については、県内の雇用が厳しい状況にあります。徳島視覚支援学校には、全盲の教員が3名在籍しています。県内での全盲の人の就業実績が増加するよう、県外で例のあるヘルスキーパーとしての一般就労や、就労継続支援A型事業所への福祉就労が、本県でも進んでいくような施策の実施をお願いします。

2点目が、「重点項目4 障がい福祉サービス等の支援体制の充実」の「第10節 自立した生活の支援」についてです。医療的ケア児やその家族が、適切な支援を受け、住み慣れた地域で生活することができるよう、総合的な支援が実施されていますが、ある医療的ケア児のご両親が、兄弟姉妹の学校行事への参加のため、医療的ケア児の短期入所を希望されたところ、希望が叶わない事例があります。全ての医療的ケア児やその家族が、住み慣れた地域で、安全、安心して生活できるように、医療的ケア児の短期入所に必要な物品の整備を含め、総合的な支援体制の更なる充実をお願いします。

(会長)

障がいのある方の雇用は進んでいても、その種別によって、困難な事例もあるかと思いません。

(事務局)

労働雇用政策課です。

本県では、障がいのある方の企業における雇用を促進するため、コーディネーターを各企業に派遣し、障がい者雇用への理解や、雇用するにあたって整備するもの、また、受入れに際しての相談等に一元的に対応しています。障がい者の法定雇用率が、令和6年から上がり、令和8年にも、引き上がる見込みです。障がいのある方の雇用が進んでいくよう、県内企業に、周知、啓発を図っていきたいと考えています。

(委員)

医療的ケア度の高い方のショートステイを受け入れているのは、徳島赤十字ひのみね医療療育センターととくしま医療センター東病院の2箇所です。医療的ケア度の高い方を、ショートステイで受け入れるのは、入院よりもはるかに高い緊張を強いられます。県内の看護師等の雇用状況も非常に厳しい状況にあり、全ての要請に、十分に応えられていない現状があるのは、理解しています。空室がたくさんあれば対応できるようになりますが、それは経営を圧迫してしまうため、バランスをどうするか、という問題もあります。北海道では、一般病院で、そういう方のショートステイの受入れを行っていると言われ、そういったノウハウを学んでいく必要があると考えています。

(会長)

ありがとうございます。既に、現場では、いろいろな工夫をいただいていることと思いますが、今後の取組につきましても、引き続き、ご検討いただければと思います。

(委員)

予算額は、物価高や人件費の高騰により、増加傾向にありますか。昨今、物価高で、何をするにも費用が増加していますが、そういった実情を踏まえた予算計上になっていますか。

(事務局)

障がい福祉課です。

本資料でご覧いただいているのは、令和6年度の予算額になっておりまして、委員の御指摘は、令和7年度の予算額についてのお話かと思います。障がい者施策関連事業の予算額だけでなく、本県全ての事業費について、昨今の賃金や調達価格等の上昇に伴う影響額を適切に反映するように、当初予算の編成方針が公表されているところです。一方で、財源には限りがありますので、今、申し上げた影響額を加味しつつ、削減努力も、各課が行っております。結果的に、執行を工夫することで、予算額自体は、昨年度同額である、という事業もあるかと思いますが、来年度も問題なく事業が実施できるように、予算要求を行っているところです。

(委員)

「心のバリアフリー☆アンバサダー」についてです。知的障がいや発達障がいがある方は、この「心のバリアフリー☆アンバサダー」を頼ることが多いと思います。これまで、多くの方が養成されているかと思いますが、我々には、その方がわかりません。窓口に来たとき、誰が「心のバリアフリー☆アンバサダー」なのか、人目でわかるように、名札に印をつけるなど、わかりやすくなる工夫をお願いできれば、と思います。

(事務局)

障がい福祉課です。

研修を受け、「心のバリアフリー☆アンバサダー」として認定した方には、バッジをお渡ししています。認定を受けた方は、名札等にバッジをつけてもらえるように、研修の中で周知していきたいと思います。

(委員)

窓口で対応いただくのは、市町村の職員が多いかと思いますので、特に、研修に参加する市町村の職員に対して、バッジの着用をお願いできれば、と思います。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。他に御意見はありますか。

それでは、ただいまの委員の皆様からの御意見を踏まえまして、引き続き、積極的な取組を、事務局にお願いすることとしまして、議事3を終えることといたします。

次に、議事4に移りたいと思います。

手話言語条例の制定について、事務局から報告をお願いします。

【議事4 手話言語条例の制定について】

(事務局報告)

(委員)

御説明ありがとうございます。皆様もぜひ御協力をお願いいたします。

今後とも、応援いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(会長)

これから、県議会への提案、そして承認になるかと思いますが、これからも皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事は、全て終了しました。

委員の皆様、貴重な御意見、ありがとうございます。

今回の協議会に関する議事録の公開内容については、私に一任いただいてもよろしいでしょうか。

(各委員)

(「異議なし」)

(会長)

ありがとうございます。

それでは、進行を事務局へお返しします。

(事務局)

会長、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中、熱心にご議論いただき、ありがとうございました。